

# ○沖縄県立看護大学総務委員会規程

(平成 12 年 5 月 24 日)

[沿革] 平成 17 年 4 月 20 日 改正  
平成 19 年 4 月 25 日 改正  
平成 20 年 4 月 1 日 改正  
平成 20 年 11 月 19 日 改正  
平成 21 年 6 月 17 日 改正  
平成 24 年 4 月 18 日 改正  
平成 27 年 9 月 16 日 改正  
平成 28 年 3 月 16 日 改正  
平成 29 年 5 月 17 日 改正  
平成 29 年 12 月 17 日 改正

(設置)

**第 1 条** 沖縄県立看護大学教授会規程第 7 条及び沖縄県立看護大学大学院研究科委員会規程第 7 条の規定に基づき、沖縄県立看護大学総務委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(調査審議事項)

**第 2 条** 委員会は、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 予算配分方針・執行方針及び執行管理に関すること
- (2) 施設・備品の整備及び充実にに関すること
- (3) 情報システムに関すること
- (4) 環境保全に関すること
- (5) 運営・制度等の企画構想に関すること
- (6) 学内委員会等に関すること
- (7) 公立大学法人化への対応に関すること
- (8) その他管理・運営に関すること

(組織)

**第 3 条** 委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 学長
- (2) 研究科長
- (3) 看護学部長
- (4) 学生部長

- (5) 附属図書館長
  - (6) 別科助産専攻教授
  - (7) 事務局長
  - (8) 総務課長
  - (9) 学務課長
- (委員長)

**第4条** 委員会に委員長を置き、学長がこれに当たる。

2 委員長は、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を行う。

(会議)

**第5条** 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(専門部会)

**第6条** 委員会に専門的事項について審議するため、情報システム専門部会を置く。

2 専門部会員は、委員及び教職員のうちから学長が指名する。

3 専門部会に部会長を置き、学長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長は、部会で審議した事項について委員会に報告する。

(意見の聴取)

**第7条** 委員会及び専門部会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

**第8条** 委員会の庶務は、総務課において処理する。

(雑則)

**第9条** この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

1 この規程は、平成12年5月24日から施行し、平成11年11月10日から適用する。

2 この規程施行後、最初に任命される第3条第1項に掲げる委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成13年3月31日までとする。

附 則

- 1 この規定は平成 17 年 4 月 20 日から施行し、平成 17 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 この規程の適用後、最初に任命される第 3 条第 1 項に掲げる委員の任期は、第 4 条の規定にかかわらず、平成 19 年 3 月 31 日までとする。

附 則

この規程は、平成 19 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 20 年 11 月 19 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 21 年 6 月 17 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 24 年 4 月 18 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 9 月 16 日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程の制定により「沖縄県立看護大学予算専門部会規程（平成 19 年 5 月 1 日）」は廃止する。

附 則

この規程は、平成 29 年 5 月 17 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 12 月 17 日から施行する。